

「青い森セントラルパーク全域を防災のため公有地として継続して管理することを求める請願」採択に関する議事録（抜粋）

2011.09.28：平成23年第3回定例会（第8号） 本文

午前10時開議

議長（花田明仁君） これより本日の会議を開きます。
本日の会議は「議事日程第8号」により会議を進めます。

～（略）～

議長（花田明仁君） 日程第8議案第138号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」及び日程第9請願第3号「青い森セントラルパーク全域を防災のため公有地として継続して管理することを求める請願」の計2件を一括議題といたします。

都市建設常任委員長の報告を求めます。26番小豆畑緑議員。

〔議員小豆畑緑君登壇〕

26番（小豆畑緑君） ただいまから都市建設常任委員会の審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は9月13日に開催し、今期定例会において付託されました議案1件及び請願1件について審査いたしました。

初めに、議案第138号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、本案については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号「青い森セントラルパーク全域を防災のため公有地として継続して管理することを求める請願」ですが、本請願につきましては、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上が審査の経過と結果であります。審査の過程における主なる質疑応答は、お手元に配付いたしております委員長報告書のとおりであります。

以上をもって本委員会の報告を終わります。

議長（花田明仁君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（花田明仁君） 質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

36番大矢保議員。

〔議員大矢保君登壇〕

36番（大矢保君） 自由民主党・無所属の会の会の大矢保であります。

ただいまの都市建設常任委員長報告中、請願第3号の採択について反対の立場から討論を行います。

振りかえると、青森操車場跡地の土地取得について、平成10年3月に国鉄清算事業団から約21.5ヘクタール、その内訳は、県約7.6ヘクタールを20億7000万円で、そして市が約13.9ヘクタール、43億3000万円で取得されたものであり、平成9年に青森操車場跡地利用構想が策定され、それ以降、議会で10年以上にわたって議論されてきましたが、平成15年に暫定的に全体で12.8ヘクタール、県の土地が7.6ヘクタール、市が5.2ヘクタールで、青い森セントラルパークを供用開始以来、市と県が青森操車場跡地利用構想に基づいて協議してきたところであり、この地域の基本的なコンセプトをうたったものでもあります。

その中には、長期的視点に立ち、現在のみならず、将来的に必要な都市基盤や施設づくりのため活用する。50年、100年後に残り、生かされるもの、あるいはそれだけの時間をかけてつくっていくものとされています。そして、基本的視点の最後はこの言葉で締めくくられております。それは、市民や県民が快適に楽しく日常生活を送るためのまちづくりのモデルとするということ、つまり、青森市民だけではなく、広くは県民が集える場所とするということであり、なぜならば、先ほど申し上げましたが、市の持ち分は5.2ヘクタール、県の持ち分は7.6ヘクタール、半分以上を県が持っている中で、青森市だけがこの問題に対して決定してしまっただけでよいのでしょうか。

今回の請願事項に記載されている青い森セントラルパークを公有地として継続して管理するということが決定した場合、モデルタウン事業が頓挫するだけではなく、土地利用に縛りがかかり、防災のために土地を確保する必要性は私も十分理解できます。しかし、周辺住民がどの程度避難してくるのかの想定や最近論じられている輻射熱の影響の科学的根拠など、検証作業が不足している中で、今回の請願を採択するのは拙速であります。また、県が今回の市の請願に対する決定に従って採択になった場合、所有している土地の利用が中途半端になることから、公有地として市が管理したいのであれば、それに従って県の所有分を市に購入するよう要請してくる可能性があることも申し添えておかなければなりません。

このように、市単位での議論が先行することに課題がある中、今回の請願はなぜか県議会に提出されておらず、市議会だけでの議論に終始しております。多くの市民、県民に意見を伺う時間が必要であります。意見の集約作業と事業の発信をより一層強化すること、それから、県と市がしっかりと協議を進め、コンソーシアムへの提言をしなくてはなりません。いずれにせよ、議論不足は否めない中で、今回の請願を採択するわけにはまいりません。

議員各位の御賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（花田明仁君） 次に、24番赤木長義議員。

〔議員赤木長義君登壇〕

24番（赤木長義君） 24番、公明党の赤木長義でございます。

ただいまから本定例会で行われました都市建設常任委員会の委員長報告のうち、請願第3号について反対討論を行います。

先ほどの委員長報告のとおり、都市建設常任委員会では、議案第138号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」と請願第3号について審査いたしました。

議案第138号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」は、全員異議なく可決しましたが、請願第3号「青い森セントラルパーク全域を防災のため公有地として継続して管理することを求める請願」については、9月13日の都市建設常任委員会では、全員異議なく請願を採択いたしました。その後の決算委員会、予算委員会を踏まえ、拙速に結論を出すのではなく、より一層青森市のまちづくりの議論を深める必要があるとの意見もあり、5人の委員から委員会再開を求める動議が提出され、9月22日に再度、臨時都市建設常任委員会を開催いたしました。審議に入ることなく委員会を終了したことは知るところであります。

私は、3月11日に発生した東日本大震災を踏まえるならば、セントラルパークの利活用において、セントラルパークを民間により開発分譲する提案は中止すべきと認識しています。その理由は、計画にあるような商業施設は青森市において飽和状態にあると言われており、新たな商業施設の建設が本市の雇用の拡大に本当に寄与できるとは限らず、かえって過当競争を生み、共倒れによる雇用機会を失うことを心配します。また、過剰な介護保険施設の建設は、結果として介護保険料の値上げに反映することになるからです。加えて、低炭素型の分譲住宅として販売しても、公務員を含めた一部の人たちにしか購入できない価格です。さらに多額の県民、市民の税金を投入したものをその金額以下で民間に払い下げることが納得できるものではありません。また、これだけの広大な土地であれば、市庁舎の建設予定地などを含めた防災機能を有した公共施設の建設などに利用したほうが市民の幸せになるとの考えからです。

また、請願の趣旨に対する議論とセントラルパーク利活用の議論を同じ土俵で行うことはなじみません。この請願の趣旨は、青い森セントラルパーク全域を市民の安全・安心のため、防災のための公有地として、今後も継続して管理していただきたいとあります。紹介議員の方に趣旨を確認したところ、現状のままの状態を永久的に公園として管理を行うのではなく、今後の公共施設の建設を封じ込めるものではないとお話をいただきましたが、何度この請願を読み直しましても、そのようには理解に至ることはできませんでした。

この請願を採決することは、民間による開発分譲中止への道が進むのかもしれませんが、セントラルパークを現状のままコンクリートすることになり、青森市民のためになる施策のあり方について議論することの余地を狭くさせるのではないのでしょうか。

3月11日の東日本大震災以後、認識を新たにして青森のまちづくりを進めていくことには、だれも異論はないはずだと思います。青森市庁舎の建設計画、青森駅を中心としたまちづくり基本計画、新青森駅の周辺整備など、そしてこのセントラルパークのあり方など、点と点でまちづくりを考えるのではなく、青森市のまちづくりを一体として考え、どこにどのようなものを配置したら、青森市民の安全・安心に寄与でき、利便性、有効性のある

町をつくれるのかを考えていく必要があると思います。その意味では、議論の継続が必要になりますので、この請願の取り扱いには継続審査すべき事項だと考えます。

重ねて申し上げます。私は、セントラルパークを民間による宅地開発分譲にすることについては反対です。そして、青森市のまちづくりを考えるときに、セントラルパークの場所に青い森鉄道の駅を建設することは、市民の交通の利便性を考えるならば絶対に必要と思いますが、永久的に公園のまま管理するのであれば、駅を建設する理由はなくなります。

今後、青森市全体のまちづくりを勘案しながら、周りを防災公園として整備も考慮した上で、庁舎の建設や防災の拠点機能となる（仮称）青森市防災センターやコンベンション機能を配備した施設などの建設も含めた議論を大いに進めることを基本とすべきです。そして、それとともに多くの市民に利用していただくための足を確保する手段として、セントラルパークに駅を建設することは必要十分条件であると思います。ゆえに幅広い議論を行う上で、この請願に対しベストの選択である継続審査という選択肢が選べず、賛否のいずれかを選ぶのであれば、セントラルパークのあり方を永久的に現在の公有地のままの暫定公園にすることは、利活用の議論を狭めることになるので、請願に対しては反対いたします。

最後に、セントラルパークの利活用については、議員同士の議論も含め多くの議論が必要です。国鉄清算事業団から市税、県税を投じて購入したものですので、一部地域の人たちを利する特化した地域問題としてとらえるのではなく、青森市民、青森県民にとって最大多数の最大利益につながり、そして、安全・安心、利便性、有効性のあるものにしていくための議論を進めるべきです。その意味では、青森市と青森市議会の議論だけではなく、県との共同事業でもあり、県の有する土地の部分も関係するのですから、青森県及び青森県議会も、傍観者ではなく、もっと積極的に前面に出て、青森市、青森市議会と一緒にやって議論を進めていく必要があると強く申し述べ、反対討論といたします。

議員各位の賛同をお願い申し上げます。発言を終えます。御清聴まことにありがとうございました。（拍手）

議長（花田明仁君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ただいまの委員長報告中、請願第3号について反対討論がありますので、起立により採決いたします。

請願第3号については、委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（花田明仁君） 起立多数であります。よって、請願第3号については委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、ただいま決定されました案件を除く案件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

(請 願)

請願第 3 号

青い森セントラルパーク全域を防災のため公有地として
継続して管理することを求める請願 (採択)

(請願の趣旨)

大規模地震に起因する火災が発生した場合、密集市街地での火災の延焼のおそれがあり、火災の輻射熱から身体を守るためには、およそ 10 ヘクタール以上のスペースが必要だと言われている。したがって、大火輻射熱等を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、グラウンド、その他公共空き地等の大規模な広場 (オープンスペース) を地震火災に対する避難所として選定する必要がある。

また、幹線道路は緊急車両以外が通行どめとなることから、避難場所への移動は徒歩のみとなる。したがって、避難場所は地域の中心部に位置していることが望ましい。

復旧・復興作業の際には、作業用車両の駐車場や救援物資の保管場所、資材置き場などに広い用地が必要となり、さらに、仮設住宅の建設用地が必要となる。それらに適当な場所は、市街地の中心部に位置し、交通アクセスがよく、ライフライン使用が可能であることである。

青い森セントラルパーク (浦町字橋本 335-20 外) は市街地中心部に位置しており、上記の諸条件を満たす貴重な広大地である。市は、青い森セントラルパーク 12.8 ヘクタールを中部地区の広域避難所 (大規模地震等による周辺地区からの避難者を収容、保護する施設) として指定しており、災害時には住民の命を守る避難場所として、復旧・復興の際には支援活動の前線基地としての機能が期待される貴重な土地である。

中部地区の地域住民にとっては、唯一の広域避難所であり、中心部に広大な公有地があることで、これまで安心して暮らしてきた。(ちなみに、市中心部で 2 番目に広い避難所は平和公園で 3 ヘクタールと狭く、火災の輻射熱から避難者の安全を確保することは困難)

巨大地震による大規模な地殻変動は、広範囲に影響を及ぼすことがあり、その震源域から離れた場所での地震の発生を誘発し、過去の大地震では、5 年以内に誘発地震が起きている。最近では、2004 年 12 月のスマトラ島沖地震 (マグニチュード 9.1) の誘発地震が 2009 年 9 月に発生した。

2011 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国観測史上最大のマグニチュード 9.0 を記録した。これほどの大きな地震であれば、5 年間は誘発地震発生の可能性が十分考えられ、備えを万全にしなければならない。

したがって、都市防災強化のため、青い森セントラルパークを今後とも公有地として継続して管理し、市民の安全のためのスペースを確保していただきたい。

(請願事項)

青い森セントラルパーク全域を市民の安全・安心のため、今後とも公有地として継続して管理すること。

平成 23 年 9 月 1 日

請 願 者 青森市中佃一丁目 19 番 5 号
工藤 雅人

都市建設常任委員長報告書（審査経過及び結果）

初めに、議案第 138 号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」であるが、審査に当たって理事者側から次のとおり説明を受けた。

浪岡事務所都市整備課で管理している都市公園の西山公園ロープトウについて、本条例での位置づけが明確になっていないことが判明したことから、有料公園施設に加えるため提案するものであり、改正内容は、ロープトウの使用料を半日につき小人 200 円、大人 400 円、1 日につき小人 350 円、大人 700 円とすることとしている。なお、小人とは、義務教育終了前の児童・生徒を指している。

また、障害者の利用料金の割引については、青森市都市公園条例及び青森市公の施設使用料に係る減免基準を定める規程に基づき、申請により通常利用料金の半額での利用可能としたいと考えている。

なお、本条例の施行期日は、平成 23 年 12 月 1 日としたいと考えている。

以上が説明の概要であるが、本案については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決したものである。

次に、請願第 3 号「青い森セントラルパーク全域を防災のため公有地として継続して管理することを求める請願」についてであるが、9 月 13 日に開催した本委員会において、審査に当たって理事者側から次のとおり説明を受けた。

青い森セントラルパークを含む青森操車場跡地地区については、平成 9 年に策定した青森操車場跡地利用構想において、緑豊かな交流拠点を利用コンセプトとして、緑の拠点や交通・交流拠点、さらには人や自然に優しい新しいまちづくりのモデル地区を目指し、長期的な展望のもとに魅力あるまちづくりを進めることとしている。

その後、早期の市民利用を図る観点から、県有地約 7.6 ヘクタールと市有地約 5.2 ヘクタールの合計約 12.8 ヘクタールを暫定的に公園として整備し、平成 15 年度に青い森セントラルパークとして供用を開始したものである。

なお、県有地には多目的芝生公園を、市有地には自由運動広場をそれぞれ整備したものである。

昨年 12 月に市及び県が青い森セントラルパーク低炭素型モデルタウン事業実施に当たっての基本的な考え方を示す実施方針を策定したところであるが、本地区においては、災害時にも安全・安心な防災環境をつくることが重要と認識していることから、公園については、1 年を通して多世代が交流できる防災機能を備えた緑の拠点として機能する公園の導入が、想定される機能として実施方針に位置づけ、おおむね 5 ヘクタール以上のまとまった公園を確保することを募集に当たっての基本的な条件としたところである。

また、実施方針における公園の整備については、防災面はもとより、景観面、レクリエーションや憩いの場としての機能を果たす、だれにでも親しみやすく健康づくりにもつながるよう配置を進めようとするものであり、現在も市民に親しまれている緑を生かしつつ、青い森に包まれた緑豊かな交流拠点を形成し、多世代が集い、触れ合う場を目指そうとしたものである。

今般、本事業の事業提案を募集し、審査の上、決定した優先交渉権者の事業提案においては、おおむね 5 ヘクタール以上のまとまった公園を確保するという募集に当たっての基本的条件を超える約 7.2 ヘクタールの公園が想定されているほか、公園の避難場所としての機能整備など、防災に配慮されたものとなっている。

なお、現在は本事業の事業計画案の策定に向け、市、県及び優先交渉権者と協議を行っているところであり、今後の事業計画案の策定に当たっては、例えば、公園の中に災害時に必要な物資を保管する防災備蓄倉庫を設置するなど、市民の安全・安心のための防災機能の確保についても関係者との協議の中で検討していきたいと考えている。

また、公園整備については、避難所としての機能を確保するため、青い森セントラルパークのみならず、青森操車場跡地地区の東側及び西側などの土地も含め操車場跡地全体で検討を進め、市民の安全・安心のための防災機能に配慮しようとするものであり、引き続き地震などの際に周辺地区の避難場所として、活用できるよう検討していきたいと考えている。

以上が説明の概要であるが、審査の過程における主なる質疑応答は次のとおりである。

1 「事業者の募集要件を決めたのは東日本大震災前であると思うが、震災後に防災の観点から、要件等の考え方が変わっていないのか」との質疑に対し、「震災後、募集要件等は見直していない」

との答弁があった。

1 「輻射熱対策について、本事業の中でどのように考えているのか」との質疑に対し、「現在の約12.8ヘクタールのうち、輻射熱の影響を受けない避難所として活用できる範囲は約5.5ヘクタールと試算している。輻射熱は、影響範囲等があるため、今後は配置や影響を受けないための工夫等を県及び事業者と協議、検討したい」との答弁があった。

1 「青森市地域防災計画に定められている『広域避難所は、大規模地震等による周辺地区からの避難者を収容し、保護する施設として位置づけ、おおむね10ha以上の公園、公共空地を指定するものとする。』ことについて、本事業の提案を受け付ける際に考慮したのか」との質疑に対し、「今回の募集に当たり、防災機能を備えた緑の拠点として機能する公園がおおむね5ヘクタール以上を基本条件としているが、下回っている部分については、当該土地の東側及び西側の土地などを含めて検討していきたいと考えている」との答弁があった。

以上が審査の過程における主なる質疑応答であるが、このほか一部委員から「約5.5ヘクタールでは、青森市地域防災計画で定める広域避難所から除外されることになり、市民の安全・安心を確保し、市民の声を受けとめる意味で本請願を採択すべきである」との意見が出され、本請願については、全員異議なく、採択すべきものと決したものである。

なお、本請願について、9月13日の本委員会の審議後、予算、決算にかかわる審査が行われ、その経過を踏まえると、より慎重に本請願については審査する必要があると認められたとの理由による委員会招集請求に基づき9月22日に開催した本委員会において、本請願を再審査されたいとの動議が提出され、起立採決の結果、賛成少数をもって、再審査することは否決されたものである。

(以上)